

2013年（平成25年）1月28日

法制審議会少年法部会御中

委員 須納 瀬 学  
幹事 山 崎 健 一

### 要綱（骨子）「第二」に関する意見

当職らは、要綱（骨子）の「第二 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し」について、以下のとおり意見を述べる。

#### 意見の趣旨

要綱（骨子）の「第二 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し」については、反対である。

#### 意見の理由

##### 第1 事務当局の趣旨説明とそれに対する反論

1 当局は、要綱（骨子）「第二」の趣旨について、概要、以下のとおり説明する（法制審議会少年法部会・第1回会議議事録6～7頁）。

すなわち、現行法の下においては、少年が被害者の生命を奪うという凶悪重大な犯罪を行った場合などにおいて、少年に対して無期徒刑を科すのは酷であるものの、5年以上10年以下の不定期刑では軽すぎるという事案や、共犯事件において20歳を僅かに下回る少年が主犯者で、20歳を僅かに超えた少年が従たる役割を果たした場合など、裁判所が適正な量刑を行うことが困難な事案が存在することが指摘されている。そこで、裁判所が量刑判断において行使しうる裁量権の幅を広げることにより、科刑の適正化を図るため、52条の不定期刑について、その短期と長期の上限を引き上げることとする。

また、不定期刑の長期の上限を15年に引き上げることとすれば、51条2項のいわゆる無期緩和刑を15年まで緩和することは不相当に緩和しすぎであると考えられる事案も存在する。そこで、無期緩和刑についても、その上限を引き上げることとする。

2 しかしながら、少年法による刑の緩和規定は、①人格が未熟な少年は成人と

比較して責任が典型的に減少するという点や、②少年が可塑性に富み教育可能性が高いことから、教育的処遇が必要・有効であるといった点に基づくものであり、少年法の目的とされている「健全育成」の理念を「刑罰」の側面でも図ろうとするものといえる。そしてそのために、少年に対して刑罰を言い渡すときには、情状として年齢要素も加味したうえで選択される処断刑を、健全育成・更生の観点からさらに修正し、必要的に軽い刑をもって臨むというのが、少年刑のそもそもの考え方であり、少年に対する刑は、成人に対する刑とは基本的に異なる趣旨を有するものである。

また、少年法は、少年の人格が発達途上で可塑性に富み、教育による改善更生がより多く期待できることから、教育的配慮に基づき、行刑の場面で処遇に弾力性を持たせるため、不定期刑を採用してこれを原則としており、この点においても、少年に対する刑は、成人に対する刑にはない独自の性質を有している。

このように、少年に対する刑は、成人に対する刑とは異なる趣旨を有するものである以上、ある事案で少年に対して言い渡される不定期刑について、同様の事案で成人の被告人に対して言い渡されるであろう刑を念頭に置き、結論としての刑期をもって「5年以上10年以下の不定期刑では軽すぎる」と評価すること自体、そもそも相当ではない。

また、共犯事件における成人共犯者との刑の均衡という観点についても、少年法が上記の趣旨から少年と成人とで刑罰に差を設けていることからすれば、どこかで年齢による線を引いて科刑上の区別をする必要があり、具体的事案において、事件への関与の度合いと刑期の長短が逆転するとしても、それはある程度やむを得ないことというべきであって、これをもって「裁判所が適正な量刑を行うことが困難な事案」と評価することも相当ではない。

現行法は、成人に対する刑とは大きな差が生じることを前提としつつ、不定期刑の上限を「5年以上10年以下」としたのであり、同規定は制定以来今日まで維持されてきたのであるから、その立法趣旨はわが国で長きにわたって支持されてきたものである。しかるに当局の趣旨説明は、同規定の立法趣旨を十分に踏まえて改正の必要性を吟味したものとはいえず、首肯できるものではない。

- 3 この間、統計上も明らかなとおり、少年による凶悪犯罪は年々減少しており、今回の要綱（骨子）も、少年犯罪の凶悪化に対応するものではない（第2回会議議事録1頁）。当局は、前述のとおり、現行の不定期刑では「軽すぎるとい

う事案」や「裁判所が適正な量刑を行うことが困難な事案」の存在を指摘するが、それも、かつて発生していたような凶悪・重大事件とは質的に異なるような事案が最近発生するようになったわけではなく、同様の事案はかつても存在したが、それに対する評価が異なってきていることを意味しており（第2回会議議事録2～3頁）、従来から見られた事案に関する「量刑の評価」が変化しているというのである。

しかし、当職らは、現行法の不定期刑に関する規定について、その短期・長期の上限を引き上げなければならないような「量刑の変化」が、現時点で存在しているといえる状況にはないものとする。

この点に関し、少年法部会では、少年の刑に言及したいくつかの裁判例が資料として配布されているが、これらを見ても、その多くは、少年法が成人に対する刑罰とは異なる処分を定めていることを指摘するにとどまっており、少年法の規定を見直す必要性を積極的に根拠づけるものとはいえない。

また仮に、少年刑に関する量刑の評価に変化の「兆し」が見られるとしても、そのような変化が今後も続くのかどうかについては、その動向を慎重に見極める必要がある。

例えば、裁判員による裁判において、少年法の定める不定期刑の範囲が狭く不十分であるとして、「適切な改正が望まれる」とした判決も存するが、裁判員裁判は、制度が開始されてまだ間もなく、少年を被告人とする事案の審理件数もわずかであり、短期間の審理で少年法の趣旨に基づく十分な手続（科学主義に則った審理方法、生育歴や少年の資質に基づく犯行機序の解明、少年に対する刑の緩和規定の趣旨に関する説明など）が実現されているかという観点での検証も、今後の課題とされている状況にある。かかる現状下において、上記の判決等を根拠として少年に対する刑の上限を引き上げるとするのであれば、それは性急に過ぎるものといわざるを得ない。

少年の凶悪犯罪が減少している今日、一般予防的な見地から少年刑を早急に重罰化する必要性が存在しないことは明らかである。当局のいうように、「量刑の評価」の変化を理由に少年刑の引上げを議論するのであれば、その前にまず、少年を被告人とする刑事裁判では少年法の健全育成目的に基づく審理が要請されていることや、少年に対する刑の緩和規定が設けられている趣旨等について、裁判員ともなりうる国民全体が十分理解できるような配慮を重ねたうえで、さらに量刑評価の動向についても相当期間慎重に見極める必要があると思われる。そのような前提もないまま少年刑を見直すことには、十分な立法事実があるものとは考えられず、到底賛同することができない。

## 第2 不定期刑の長期・短期及び無期緩和刑の長期の上限引上げについて

1 要綱（骨子）「第二」では、不定期刑の長期の上限を現行の10年から15年に、短期の上限を現行の5年から10年に引き上げるとともに、無期緩和刑の上限を現行の15年から20年に引き上げる、としている。

2 しかし、かかる刑の上限引上げは、以下に述べる様々な観点からして、到底是認できるものではない。

### (1) 不定期刑の趣旨と矛盾すること

そもそも不定期刑の趣旨は、少年の人格が発達途上で可塑性に富み、教育による改善更生がより多く期待できることから、教育的配慮に基づき、行刑の場面で処遇に弾力性を持たせるところにある。

そして、かかる趣旨を踏まえ、現行法は、改善更生の観点から、可能な限り早期の社会復帰が図れるよう、不定期刑の短期の上限を5年とし、また、少年に対する10年を超える刑には教育的効果を期待することが難しいことから、不定期刑の長期の上限を10年としたものと解される。

これに対し、要綱（骨子）のように、不定期刑の短期と長期の上限をそれぞれ10年と15年にまで引き上げる場合、改善更生の観点からの早期の社会復帰が困難となり、また、極めて長期の不定期刑には教育的効果を期待することも到底困難といわざるを得ず、教育的配慮に基づく不定期刑の趣旨そのものとの深刻な矛盾が生じることとなる。

### (2) 長期受刑が少年にもたらす弊害は極めて深刻であること

さらに、10年を超える長期の受刑生活が未成熟な少年にもたらす弊害は、極めて深刻である。

この点に関し、法務省保護局観察課は、成人も含む長期刑仮出獄者一般の特徴として、①長期間在監していたためにその間の社会情勢の変化が著しく、日常生活に支障を来すおそれがある、②在監中は受動的な生活形態であるため、社会において自律的で計画的な生活をするのが困難である、③親族との関係が希薄化しているため、折り合いが悪化するなどして生活が不安定になるおそれがある、④社会生活の経験が不足しているため、日常生活における些細な問題場面での対応を誤って、問題行動に発展するおそれがある、⑤社会生活に対する不安感が強く、挫折しやすい、などといった点を指摘している（法務省保護局編「更生保護」2001年2月号19頁）。

このような長期受刑による弊害は、発達成長の途上にあり人格的にも未成

熟な少年にとって、より深刻である。少年の場合、受刑前の社会における教育の機会や就労経験が乏しいことや、少年受刑者処遇要領に基づく処遇も3年間（又は20歳まで）に過ぎず、その後は少年の長期受刑者に対する独自の対応がとられているわけでもないことから、受刑後の社会復帰が成人以上に困難になるおそれ大きい。そして、社会復帰の困難さは、再犯のリスクを高めることにもなりかねない。

(3) 子どもの権利条約等の国際準則に適合しないこと

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）第40条は、「締約国は、刑法を犯したと申し立てられ・・・たすべての児童が、・・・社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことができるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を有する」と定めている。そして、同条約の解釈指針を示す国連子どもの権利委員会の一般的意見第10号（2007年）では、「子どもは、その身体的及び心理的発達並びに情緒的及び教育的ニーズの面で、成人とは異なり、その違いゆえに「法律に抵触した子どもの有責性は軽減される」のであり、「罪を犯した子どもに対応する際には刑事司法の伝統的目的（禁圧／応報）に代えて、立ち直り及び修復的司法という目的が追求されなければならない」（10項：子どもの最善の利益），「自由の剥奪の利用は、調和のとれた子どもの発達にとって極めて重大な帰結をもたらすとともに、社会への子どもの再統合を深刻に阻害する」こととの関連で、条約37条(b)は「自由の剥奪は最後の手段として、かつ、最も短い適当な期間でのみ用いられるべき」ことを明示的に規定している（11項：生命・生存及び発達に対する権利），「子どもによる重大犯罪の事案では、罪を犯した子どもの状況及び犯罪の重大性に比例する措置を、公共の安全及び制裁の必要性に関する考慮を含む形で検討することができる」が、「子どもの事案では常に、このような考慮よりも、子どもの福祉及び最善の利益を保護し、かつその再統合を促進する必要性が重視されなければならない」（71項：少年裁判所/裁判官）等としている。

このように、国際的には、子どもに対して身体拘束を多用する政策の方向性が批判され、逆に、早期の社会復帰を図る方向性が示されているのである。

そのような中、わが国が現行の有期刑の上限をさらに引き上げ、少年に対する刑罰を長期化させることは、国際的な流れにも逆行するものであり、子どもの取扱いに関する国際準則にも適合しない。

3 以上のとおり、要綱（骨子）「第二」の少年刑の引上げは、国際準則に適合

しないものであり、不定期刑の趣旨とも矛盾し、少年に対する不利益性が著しく大きいものといわざるを得ず、健全育成目的（1条）を謳う少年法において定めうる刑罰の限度をもはや超えており、刑事政策・社会政策の観点からしても妥当ではない。

### 第3 仮釈放について

#### 1 少年に対する仮釈放の運用について

近年、少年に対する仮釈放の時期は年々遅くなっており、刑の執行率が著しく上昇している（第1回会議配布資料4、第4表）。また、刑期が長くなると仮釈放の時期が遅くなり刑の執行率が高くなる傾向がある（平成20年改正少年法等に関する意見交換会（第4回）法務省出席者配布資料）。

そして、地方更生保護委員会が長期刑受刑者の仮釈放申請を棄却する理由としては、「社会感情が不良」であることが含まれていることが多いとされており（前掲「更生保護」9頁）、刑の執行率の上昇には、被害者感情を含む「社会感情」が大きく影響しているものと考えられる。

このような現状のまま、さらに前述のような刑の引上げを行った場合、極めて長期間にわたって社会復帰することのできない少年が増加することになり、少年の健全育成を図る観点からできるだけ早期の社会復帰を図るという少年法の理念に逆行する事態がより一層進行しかねない。

そもそも、少年に対する不定期刑は、仮釈放を弾力的に行い得なければ、その趣旨が実現され得ないものである。実際には長期を基準とした仮釈放しか認められていない現状については、速やかにこれを改善し、仮釈放の弾力的運用を図る必要がある。

事務局試案では、不定期刑の短期の下限に関して処断刑による制限を緩和することも提案されているが、短期を基準とした仮釈放がほとんど認められていない現状のままでは、かかる提案も画餅に帰することは必至であろう。

したがって、少年が不定期刑を言い渡された場合に関し、短期を基準とした仮釈放が現実に認められるような、仮釈放の弾力的運用が図られる必要があり、そのためには、成人の定期刑受刑者とは異なる仮釈放基準の設定等、必要な規定等を早急に整備すべきである。

#### 2 無期緩和刑における仮釈放について

現行法では、無期緩和刑について、3年の経過後に仮釈放が可能であるとされている（58条）が、当局は今回、不定期刑の短期の上限が10年に引き上

げられると、不定期刑の短期について上限の10年が言い渡された場合に仮釈放が可能となる時期より、無期緩和刑の場合に仮釈放が可能となる時期の方が早く到来するという事態が生じてしまうことから、そのような事態が生じないよう、刑法の原則に従い、「その刑の3分の1」が経過したときに改める旨説明する（第1回会議議事録7頁）。

しかしながら、不定期刑の短期の上限を10年に引き上げること自体、前述したような理由から反対であるし、不定期刑との均衡をいうのであれば、不定期刑についても「短期の3分の1又は3年のいずれか早い時期」とすることで均衡をはかることができる。そもそも、現行法の上記規定は、たとえ無期緩和刑が言い渡されるような極めて凶悪重大な犯罪を行った少年であっても、3年を経過すれば改善更生を遂げて仮釈放が可能となりうることを前提として規定されているものであり、少年法の健全育成目的（1条）を行刑の面で確認する規定として極めて重要である。この規定を「その刑の3分の1」に改めることは、成人の場合と同様に刑法の原則に従うことを意味し、行刑の面における健全育成目的を後退させるものといわざるを得ず、賛同することはできない。

#### 第4 要綱（骨子）「第二」「三」（その他所要の規定の整備）について

事務局試案では、不定期刑の短期の下限について、処断刑による制限を緩和するとしているが、その趣旨を実質化するためには、前述したとおり、仮釈放の弾力的運用が図られるよう、成人の定期刑受刑者とは異なる仮釈放基準の設定等、必要な規定等を早急に整備すべきである。

以上